

人種差別撤廃委員会「ヘイトスピーチ」に関する
テーマ別討論に向けたNGOからの情報

2012年8月作成

人種差別撤廃NGOネットワーク（ERDネット）

目次：	日本における人種的憎悪発言	部落差別	2
	日本における人種的憎悪発言	在日朝鮮人	6
	日本における人種的憎悪発言	公人の人種差別発言	12

日本における人種的憎悪発言 部落差別

ケース 1. 大量差別はがき事件

事件の概要

犯人は部落出身者の住所をさまざまな方法で調べ、差別的な脅迫文を送り続けた。被害者に送り続けることで、現在住んでいるところから追い出そうとした。差別葉書や手紙の送付は2003年5月から犯人が逮捕された2004年10月19日までの18ヵ月間続いた。合計400通の葉書や手紙を送りつけたが、その内の275通は東京在住者に宛てたものだった。

被害者の数は東京で15人、東京以外で16人にのぼった。被害者は部落出身者であり、犯人はさまざまな差別的表現を使って脅した。それ以外にも犯人はこれら部落出身の被害者の名前を使って、犯人が部落民であると思い込んでいた人たちにも脅迫状を送っていた。

東京在住のある被害者のケース

*東京在住のある男性を標的にし、『「エタ・非人」のおまえは東京に住む資格などない。東京から出ていくまで、お前が特殊部落民だという手紙を近所に送り続ける』と脅し、実際にそのような手紙を近所に送った。*犯人は被害者の名前を使って高価な商品を買ひ、着払いで被害者の自宅に送り届けた。

*被害者の名前を使い、犯人は他の部落出身者に脅迫状を送ったり、政党に投書をしたり、宗教団体に入会申し込み書を送った。

*犯人は被害者を装い、電力会社やガス会社に引っ越しのため電気、ガスを止めるように連絡した。

事件対応における司法当局や法律の問題

日本には差別を禁止する法律がない。差別的な脅迫状を受けた被害者が警視庁と東京法務局に告訴をしたが、当局は、「扱える法律がないため、残念ながら何もできない」と答えた。現行の法律では、脅迫状を送ったことは脅迫罪に該当し、被害者の近所で被害者に対する差別を助長する行為を働いたことは名誉棄損罪に該当する。また、被害者の名前を使って他の人びとを誹謗中傷する文書を作成したことは私文書偽造罪に該当する。脅迫が始まってから6ヵ月後、ようやく警察は被害者の訴えを正式に受理した。東京法務局は犯人が逮捕されてから告発を行った。

犯人逮捕

2004年6月29日、青梅市職員が青梅市役所の食堂で犯人が脅迫状を書いている現場を目撃した。職員はすぐに警察に通報し、現場に駆けつけた警察は容疑者に職務質問をしたが、男は犯行を否認した。その後、差別葉書の送付はとまった。同年10月19日、警察は容疑者の家の家宅捜査に踏み切った。そこで、被害者宛ての脅迫状2通とその他多数の証拠物件を発見した。同じ日に容疑者は逮捕された。犯人の残した指紋と容疑者の指紋が一致した。逮捕直後、容疑者は容疑を全面的に認めた。11月8日、東京地方裁判所は容疑者を被害者脅迫の容疑で起訴した。

裁判

2005年7月1日、東京地裁は被告人に懲役2年の判決を言い渡した。裁判官は、「被告はなかなか就職できないことなどから、社会に対して屈折した気持ちや劣等感を抱き、これを発散するために何の面識もない被害者等の住所を調べ、犯行にいたった」こと、そして犯行の手段として「不当極まりない差別表現を執拗に記載し」、具体的に脅迫し、さらに名誉毀損・私印偽造の行為にまでおよんだと述べました。そしてこれらの行為によって「被害者の受けた精神的苦痛は大きいものがある」、あまりに「身勝手に悪質」な犯行であって「被告人の責任は重い」。被

告人に、前科前歴が無く公判廷で反省する旨を述べていること、また被告の家族が更生に尽くすと述べていることなど、被告に有利なすべての事情を考慮しても、「なお実刑に処するのが相当である」と指摘した。

事件の真相

犯人は罪の意識のないまま犯行を繰り返した。また、部落出身者との直接的な接触をもったことはなく、部落差別の実態についても何も知識がなかった。犯人は「部落民は自分より劣る」と単純に考え、被害者を脅迫し始めた。この事件においても、人権侵害および差別に対処できる法制度がないことが深刻な問題である。原告が裁判にもちこむにも、“名誉棄損”罪で訴えるしかなかった。

ケース 2 水平社博物館 差別街宣事件

1. 事件の経過

2011年

1月5日 Mr. D.K. が「日の丸」を手に水平社博物館に来館。

1月22日 Kが他の一人を伴い博物館前でハンドマイクで差別街宣。

部落解放同盟奈良県連から奈良法務局に報告とともに、対処方の要請。

2月23日 大阪法務局と奈良法務局が合同で水平社博物館に調査。

4月 京都朝鮮第一初級学校襲撃事件で、京都地裁が K に懲役 1 年 6 ヶ月・執行猶予 4 年の有罪判決（他の 3 人も全員有罪判決）。

8月22日 水平社博物館、K を名誉棄損で奈良地裁に提訴。

10月17日 第1回口頭弁論。

水平社博物館の告訴事実に対する被告 K の反論。

- 「答弁書」の内容は「原告の被告に対する請求を棄却する」。
- 事実認否については「追って認否、反論する」
- 水平社博物館との「和解」を希望する。

12月16日 K、「準備書面」提出 1600 字詰め 16 頁。

12月19日 地裁前で「在特会」支持者らしき人物が街宣。

準備書面のインターネット公開を水平社博物館側に認めてほしいとの申し出。

2012年

3月5日 第3回口頭弁論

F 弁護士が水平社博物館「準備書面」の概要を陳述。

K の反論「準備書面」は提出期日が 2 月 29 日にもかかわらず、当日未完成のまま提出。

5月7日 第4回口頭弁論

F 弁護士が第2準備書面について陳述。

K の発言が「差別」に該当することを、日本国憲法第 14 条、国際人権規約自由権規約、人種差別撤廃条約、同和対策審議会答申などに照らして明らかにした。

裁判官は書面のやりとりだけで口頭弁論を結審し、「6月25日に判決を言い渡す」と極めて異例の判断。

6月25日 判決言い渡し。判決は K が不当な差別用語を発し、財団法人水平社博物館の名誉を棄損したと認定し、水平社博物館に対し慰謝料として 150 万円の支払いを命じた。原告としての見解、「この判決が正しく差別街宣の違法性を認めたことを高く評価する。被告および被告の属する団体が、本判決を真摯に受け止め、被差別部落出身者に対するもののみでなく、あらゆる差別を表明、助長、扇動するような不当な宣伝行為を直ちに中止するよう求める。」

7月9日 期限までにKが控訴せず、7月10日判決確定。水平社博物館として、判決を根拠にYouTubeへ差別街宣動画の削除申請開始。

2. 問題点

Kは街宣用のマイクを使い差別発言を繰り返し、その様子を動画にしてインターネットに流した。しかし、そうした行為を止めさせるような有効な法律は存在しない。さらに、被害者を救済するような法律制度もない。この根底には日本には人種差別を禁止したり人権侵害を規制する法律が日本にないという理由がある。この事件では、被害者は被告を“名誉棄損”で訴えるしかなかった。日本は人種差別撤廃条約を批准しているが、当初より条約第4条のa)項b)項は留保したままである。差別扇動の規制に関して尋ねられるたびに、日本政府は「我が国には憲法のもと表現の自由がある。表現の自由の規制は憲法違反につながりかねない」、という弁明を繰り返してきた。日本政府は表現の自由と差別表現の禁止は両立することを認めなくてはならない。

ケース3. インターネットの悪用

2007年7月5日、愛知県警は26歳の無職の男を名誉棄損で逮捕した。容疑者の男は愛知県の部落地区内にある企業に関する差別的な情報を自身のウェブサイト上に掲載した。犯人は「おもしろいからやった」と容疑を認めた。容疑者は愛知県にある多数の部落地区の所在地を調べ、地区内の建物の写真を撮り、その写真に地図をつけて自身のウェブサイトに掲載していた。犯人はまた掲示板を作って、閲覧者がメッセージを書き込めるようにしていた。一部の閲覧者は近隣の県にある部落地区の名前などの書き込みをしていた。警察によれば、男は2月に自分のサイトを立ち上げ、愛知県にある部落の実名を含みさまざまな情報を公開した。問題の企業に関して、犯人は「怪しげな会社だ。恐ろしいにおいをまき散らしている」と書いた。警察がサーバーの会社の接続の記録を調査したところ、容疑者の名前が浮かび上がった。

サーバーの会社は2007年2月、名古屋法務局の要請で同ウェブサイト削除した。しかしそのサイトにはすでに10,000回以上のアクセスがあった。3月、部落解放同盟愛知県連は、犯人はまだ逮捕されていなかったが、容疑者はそれら企業およびそこで働く従業員に3精神的苦痛を与えたとして愛知県警に告発した。犯人のウェブサイトには320ページに相当する膨大な情報が掲載されていた。地図や写真に加え、犯人は自転車で部落地区を走ったときに撮った動画も掲載していた。

2回の公判のあと、名古屋地裁は被告人に懲役1年執行猶予4年の刑を言い渡した。判決文は、「犯行の動機は単純で幼稚である。被告人は何の根拠もないところで差別的な言葉を書きこみ、被害企業の名誉と社会的信用を著しく傷つけた。被告人の行動は部落差別を助長したことが非常に懸念される。予防的見地より、被告人の刑事責任をとわないことはできないが、被告側が法務局で人権研修を受け、職に就くという意思をもっていることから、執行猶予にする」と述べた。

(出所：部落解放同盟東京都連合会、部落解放同盟奈良県連合会、部落解放・人権研究所)

文責：反差別国際運動日本委員会)

意見： インターネットにおける部落差別

反差別ネットワーク人権研究会の調べによると、2011 年報告件数は、14,564 通であったが、内、部落差別にかんしては4,523 通の報告があった。

これは過去 15 年間と比較すると少ない報告数であるが内容が多岐に渡っている。例えば、いままでは大型掲示板に書かれるケースが多かったが、Twitter や Facebook といった広範囲なメディアに出されるケースが多い。

こうしたことではスマートフォン等により手軽にこうしたメディアにアクセスし書き込めることも原因の1つであると思われる。例えば、大型掲示板には東日本大震災での亡くなった方を部落民とする記事が載せられた。また放射線を浴びた地域を新しい被差別部落に指定します等の記述も見られた。

Facebook や Twitter では笑い話として同じ内容が語られている。こうしたことに関して反差別ネットワーク人権研究会としては啓発や重大な問題には削除を行って来たが中々効果が現れていないこうした問題を解決するには人種差別撤廃条約第4条 a 項と b 項の批准が必要であり、それに伴う国内の法整備が必要である例えば差別被害者救済法の制定などまたは国内人権機関の整備なども急務である。

1997 年以後反差別ネットワーク人権研究会はインターネットにおける差別問題の解決に力を注いできたが、こうした法整備が無ければ前へ進みにくい現状がある。今後法整備は必要不可欠いよう。

特にまた最近において問題になっているのが部落地名総鑑インターネット版の詳細化が問題となっている。例えば過去においては、おおまかな地域を部落としていたのに対して、現在は何丁目何番地まで詳細が様々な方法で集められている現状がある。地域の者でも知らない未指定部落も情報が寄せられ、ソフトとしてダウンロードできるなど差別情報の内容は細かく正確になっている。

部落地名総鑑インターネット版はダウンロード数 10000 回を軽く超えるという。今後の課題として、これら部落地名総鑑インターネット版が興信所などから発信されているものではなく、一般の人々から寄せられたものであるということが問題であるといえよう。また、他には障害者リスト、少年犯罪実名リストなども作られていることも考えると早急に解決しなければならぬ問題であるといえる。

現在、これらのリストは消えては現れを繰り返しているため、詳細が表に出ることが少ないが、リストはスマートフォンなどからも見ることはできる体勢になっている。

国際人権規約第 20 では差別の禁止は批准されているものの、人種差別撤廃条約第 4 条 a. b 両項の表現の自由を取り上げての留保により、こうした問題が放置されているのではないだろうか。ある少年は、自らが被差別部落出身ということを知らず、部落地名総鑑インターネット版の存在により知り、自殺未遂を起こしている。

問題は表現の自由の濫用、匿名性の悪用といったところにもある。表現の自由の悪用を阻止するためにも本来、差別撤廃のために作られた人種差別撤廃条約完全批准は成し遂げられなくてはならない課題である。

(反差別ネットワーク人権研究会 田畑重志)

日本における人種的憎悪発言 在日朝鮮人

I はじめに

在日朝鮮人は、1910年から1945年にわたる日本の植民地支配を原因として日本に居住するようになった旧植民地出身者とその子孫である。朝鮮籍・韓国籍者の合計が60万人弱、日本国籍者が約50万人であり、日本の人口の1%を占める。

日本政府は植民地支配に対する補償を行っていないばかりか、敗戦直後から、公的・法的に在日朝鮮人を差別し、監視する政策を取ってきた。当事者を中心とする取り組みによりいくつか改善された差別的取り扱いはあるが、依然として根強い差別が続いている。

II 公人によるヘイト・スピーチ （「公人による人種的憎悪発言」の項参照）

III マスコミ・出版・インターネット

1、マスコミにみるヘイト・スピーチ

2002年9月、朝日首脳会談において、朝鮮民主主義人民共和国が日本に対して1970年代・1980年代の10数人の日本人拉致について認めて謝罪して以来、日本のすべてのマスメディアは連日、数ヶ月にわたり、拉致問題を大々的にとりあげ、朝鮮民主主義人民共和国に対する嫌悪感情を扇動した。朝鮮民主主義人民共和国首脳が謝罪した事実やこれまでの日朝関係史、南北分断問題など、拉致問題の歴史的背景などをほとんど取り上げず、朝鮮は悪者・加害者、日本は被害者との視点のみに終始した。のみならず、こうした報道によって各地で起こった朝鮮学校の生徒たちへの暴言・暴行事件についてもほとんど取り上げなかった。

また、一部のテレビ・新聞・雑誌は、日本が過去に起こした植民地支配及び侵略戦争の責任について否定している。日本軍「慰安婦」問題に関しては、日本政府が公式に認めた事実すら認めずに否定するキャンペーンを継続して行なっている。

2、出版物にみるヘイト・スピーチ

2005年、『マンガ嫌韓流』という本が出版された¹。あらすじは、「普通の青年」が祖父や大学の先輩に導かれ、「在日韓国人」とのディベートを通じて朝鮮と日本の「本当の歴史」を知っていく、というものである。扱われている内容は、日韓ワールドカップから朝鮮植民地支配、日韓条約、在日朝鮮人の「問題」などである。

本の表紙に「韓国にはもう謝罪も補償も必要ないんだ!!」と書かれているとおり、本の内容は一貫して日本の朝鮮植民地支配を美化し、日本の加害の歴史に対する謝罪及び補償の不要を説いているものとなっている。タイトルは近年日本に流入し流行している音楽やドラマなどの韓国文化を意味する「韓流」を「嫌う」となっているが、そういった「韓流」批判の内容はほとんどなく、全体としては「韓国」や朝鮮人総体に対する批判となっている。

たとえば、作中では日本の朝鮮植民地支配に関して、「自らの手では不可能だった近代化を日本の資金と技術、日本人の血と汗で成し遂げることができたのですから」「現在の韓国は日本が造ったと言っても過言ではなくってよ!!」という風に正当化する登場人物たちの台詞が出てくる。

また、『嫌韓流』の中では朝鮮人は目が釣り上がり怒鳴り散らすイメージをもって描かれており、日本人は美形に描かれている。「醜い朝鮮人／美しい日本人」として対照的にステレオタイプ化されて描かれているのである。

他にも『嫌韓流』は、日本の人種主義的な事件の一つの典型である、朝鮮学校の学生に対する暴力・嫌がらせについて、あたかも自作自演であるかのように主張している。作中で「世論が北朝鮮に不利になるとチマ・チョゴリが

¹ 別紙1参照。

切られて／結果として／テロも核も全て民族差別問題に矮小化される」(1巻148頁)と書かれており、日本人が人種主義的な排除行為を働いていないという印象を与える構成になっている。

『嫌韓流』は爆発的に売れ、続編が4まで出版され、発行部数は100万部を超えた。また、この本の反響について掲載されている本には、「ずっと心に引っ掛かっていた事をきちんと整理する事が出来、とても安堵するとともに、これからも日本人としてのプライドを損なうことのないよう気を引き締めなければ、との思いを強くしました」「こんな気持ちのいい本が出たことに本当に感動しています」「非常に興味深く、非常に目からウロコが落ちました。…私もマスコミや各種出版の言うことだけを鵜呑みにして「日本が悪かったんだ」とずっと思っていました」といったような読者の感想が並んでおり、この作品が非常に広範な読者に肯定的に受容されていることを示している。

3、インターネット上におけるヘイト・スピーチ

インターネット上でも朝鮮人に対するヘイト・スピーチが日常的に見られる。たとえば日本最大の電子掲示板サイトである「2ちゃんねる」では朝鮮関連の書き込みが膨大になされている²。そこでは朝鮮人を指す差別用語である「チョン」といった言葉や「朝鮮民族は劣等民族である」「在日帰れ」「朝鮮併合は正しかった」「朝鮮学校をつぶせ」といったような書き込みが横行している。

ツイッター上でも在日朝鮮人や朝鮮学校、朝鮮学校関係者に対するヘイト・スピーチが蔓延している。「テロリスト朝鮮人は日本から出ていけ」「帰れ寄生虫」「お前らが日本に入学していかば、日本が決める。差別でもなんでもない。」「在日クズ」「在日に人権？あるわけないだろ」などは実際にツイッターを利用している在日朝鮮人に対してなされたヘイト・スピーチである³。

VI 私人による朝鮮学校に通う子どもたちへの攻撃

1、朝鮮学校について

朝鮮学校は1945年の解放直後から、植民地支配によって奪われた民族の言語・文化を取り戻すために、在日朝鮮人の手によって設立された学校で、現在日本各地に70校ほどある。

その朝鮮学校に通う児童・生徒たちに対する暴言・暴行事件は、戦後一貫して続いており、特に日本のマスコミによる朝鮮バッシング(IIIの1 マスコミの項参照)の強い影響を受けている。

2、事例

A. 1994年「核疑惑」、被害件数百数十件

①東京都内に在住する高校3年生の女子生徒がチマ・チョゴリ制服を着て下校中の電車の駅で中年男性にナイフのようなもので脅され、「二度とそんな福を着るな」と暴言を吐かれた

②JR水戸駅で学校の通学バスを待っていた小2女子生徒に怪しい男が近づき、暴行を加えた。その現場を目撃していたタクシーの運転手が生徒を助け、加害者を捕まえた。加害者は茨城県警、水戸警察署に傷害容疑で逮捕された。

B. 1998年、「ミサイル」疑惑、被害件数数十件

①東京の中高級学校に中年男性から、「なんでミサイル撃つんだ。この朝鮮やろう！おまえら、ただじゃおかないからな！」という脅迫電話があった。それのみならず、生徒たちへの登下校時の暴言・暴行も多発していたので、朝鮮学校の教職員が生徒の登下校時間におおきなターミナル駅で生徒の身辺警護にあたった。それでも被害が収まらないため、王子、赤羽、池袋警察署にも警護の要請をした。警察は、パトカー等で学校周辺を巡回する等の対策をとったが実効性のある措置とはいえなかった。

² <http://awabi.2ch.net/korea/> を参照。

³ 別紙2を参照。

②東京都内の初九部6年生の男子生徒が駅のホームで電車を待っていると30歳前後の男が後ろから近づいてきて「朝鮮人か!」とわめきながら拳で男子生徒の腹を殴った。男子生徒は恐怖のあまり、しばらくは母親の付き添いなしには学校に通えなかった。両親は昭島警察署に被害届を提出した。

C. 2002年朝日首脳会談を契機とする暴言・暴行事件

2002年9月に行われた朝日首脳会談後暴言事件が多発し、「在日コリアンの子どもたちへの嫌がらせを許さない若手弁護士の会」が関東地方の朝鮮学校21校の児童・生徒2710人を対象に調査したところ、翌年3月までの間に「被害を受けた」と答えた児童・生徒数は、全体の19.3%にも及ぶ522人という結果が出た。また、大阪府下12校1768人を対象に「在日コリアンの子どもたちへの嫌がらせを許さない大阪弁護士の会」が行った調査でも416人(23.5%)の児童・生徒が被害を受けたとの結果が出ている。

暴言の内容を幾つか挙げると、以下のようなものがある。

- 「死ね。おまえらうざい。」
- 「朝鮮帰れ」
- 「そのチョコゴリ焼くぞ」
- 「朝鮮人、バカ、朝鮮に帰れ」
- 「ここは日本だから、日本語使え」
- 「おまえら殺してやろうか。殺せるぞ」
- 「近寄るな。殺してやる!」
- 「朝鮮人は売春婦」
- 「堂々と道を歩くんじゃねえ」

同弁護士グループのアンケート結果によると、このような暴言の加害者は、男性大人(被害の37%)、男性学生(18.4%)、男性児童(15.1%)となっており、日本人の大人による暴言だけでなく、朝鮮初級学校・中等学校の子どもが同年代の日本人の子どもから学童保育や学習塾で暴言を吐かれるケースも多くあるとの結果が出た。なお、同調査では加害者人数は全被害の54%が1人、複数加害者のケースは全被害の40.8%となっており、朝鮮学校児童・生徒らに対する暴言は、集団心理により行われたものばかりではないことが示されている。

D、近年

近年は朝鮮学校側が朝鮮の民族衣装をかたどった制服を自粛し、朝鮮と日本との関係が悪化した際には、民族衣装などの朝鮮学校のものとなる制服やエンブレム入りのカバン等の使用を一時中断するといった自衛策をとったこともあり、暴行事件の発生件数は一時期よりも減少したが、言葉による暴力は今もことあるごとに起こっている。

2006年に朝鮮がミサイル発射実験を行ったという報道がなされた際朝鮮学校の生徒らへの脅迫、暴言などが頻発し、在日本朝鮮人教職員同盟の調査では、2006年7月の1ヵ月間に121件、10月には55件の事件が発生している。これらの事件に対しては、日本各地の弁護士会が声明を発表している。

また、今年4月にも、朝鮮の人工衛星発射実験に際しての過剰なマスコミ報道により、朝鮮学校生徒への暴言、暴行事件が起こっている。

3、日本政府の対応

日本政府は嫌がらせ等の行為への対応として啓発ポスターや啓発パンフレットを配布しているとしている。しかしそれらは一方的に「差別はやめましょう」と呼びかけるものに終始している。また、暴言・暴行の実態調査も一切行っていない。

V 人種主義的団体による攻撃

1、人種主義的団体について

VIで述べたように、在日朝鮮人に対する、諸個人による突発的な暴言・暴行は戦後一貫して続いてきたが、ここ数年の特徴は、朝鮮人を主要な攻撃対象として暴言・暴行を日常的に行う全国的な人種主義的集団が形成されたことである。

その中の代表的な集団である「在特会」（「在日特権を許さない市民の会」略称「在特会」<http://www.zaitokukai.info/>）は、2006年末の、10数人による準備会合を経て、2007年1月20日に正式発足した。

目的は、主要には在日朝鮮人の「特権」⁴の廃止である。彼らは、在日朝鮮人が「特権」を有しており、日本人が差別されていると主張し、在日朝鮮人の「特権」を擁護する者は、「反日左翼」とレッテル貼りし、敵とみなす。強制連行や日本軍「慰安婦」制度を嘘だと主張し、植民地支配の責任を否定している。

このグループは、事前にウェブサイトで攻撃を予告して参加を呼びかけ、現場での過激な在日朝鮮人などへの暴言・暴行をビデオ撮影してウェブサイトで公開し、支持を拡大してきた。

現在のウェブサイトに登録された公称会員数は1万1000人を超える（ただし、登録は無料）。彼らと公然と行動をともにする市議会議員は、大阪府下に2名、東京都に1名、神奈川県に1名いる。

彼らは東京と関西を中心に、ほぼ連日、在日朝鮮人などに対するデモやスピーチを行っている。実際の行動への参加者は数人から数十人が通常であるが、他の人種主義的団体と共同で、数百人から最大2000人規模での行動を行ったこともある。

これまでの活動の主要な攻撃対象は、朝鮮学校、在日朝鮮人の集住地区、在日朝鮮人の団体（朝鮮系・韓国系問わず）、日本軍「慰安婦」被害者等在日朝鮮人を支援する団体及びその主催するイベントなどの在日朝鮮人関係であるが、その他、在日中国人の多い商店街、在留特別許可を求める非正規滞在者の家族の居住地区、被差別部落コミュニティの有する施設など他のマイノリティにも及んでいる。さらに、彼らが在日「特権」を擁護したとみなした報道機関、企業、民主党なども対象としている。

2、事例

A 京都朝鮮第一初級学校事件

1) 事例の概要

2009年12月4日の午後1時、「在特会」の会員ら11名は、京都朝鮮第一初級学校（日本の小学校に相当）の南門前に押しかけ、マイクを用い、「朝鮮学校、こんなもんは学校でない」「北朝鮮のスパイ養成機関」「約束というのは人間同士がするもの。人間と朝鮮人では約束は成立しない」「うんこ食っとけ」などと時間にわたり叫んだ。また、同校前の公園内に置かれていた同校の朝礼台を許可なく校門前に移動させて門扉に打ち当て、同じく同公園内に置かれていたサッカーゴールを倒すなどして、これらの引き取りを執拗に要求し、また、同公園内にあった同校のスピーカー等をつなぐ配線コードをニッパーで切断して損壊した。

学校側が正門を閉じていたので、彼らは校内には入れなかったが、教室内では恐怖で泣き出す子どもたちが続出し、授業はできなかった。

在特会ら50名は、翌年2010年1月14日にも学校前の公園で集会を開き、学校周辺をデモ行進し、「朝鮮人は保健所で処分しろ」などとマイクなどを使い、大音響で叫んだ。学校は授業を断念し、子どもたちを校外へ連れ出した。

2) 事例に付随する問題点

警察は両日も学校前に来たものの、在特会のこれらの言動を黙認した。

また、後述の、仮処分に違反した在特会らのデモの際も、機動隊を含む多数の警官が来たが、違法行為であるこ

⁴人種差別撤廃委員会をはじめとする国連人権条約監視諸機関が何度も認定しているように、日本において在日朝鮮人は公的にも社会的にも差別されており、日本人と比しての特権は存在しない。しかし、同団体は、本名と別に日本名を名乗ることが政府によって公的に認められていること、生活保護を受けている者が多いことなどを「特権」と主張する。

とを知らながら、またも黙認した。

3) とった対策

学校は、すぐに2009年12月21日、在特会らを刑事告訴した。

京都弁護士会は、2010年1月19日、「朝鮮学校に対する嫌がらせに関する会長声明」を出し、在特会を批判した。

また、学校は、2010年3月19日、学校周辺での誹謗中傷活動を差し止める仮処分申し立てをし、京都地裁は同年3月24日にこれを認めた。しかし、在特会ら100名は、同年3月28日、学校周辺でのデモを行い、街宣車による大音響にて「ゴキブリ朝鮮人、ウジ虫朝鮮人は朝鮮半島に帰れ」「不逞朝鮮人を監獄にぶち込め」などと叫んだ。

学校は、2010年6月、在特会会員らに対して、差別的な街宣活動を差し止め、また、これらの3回にわたる行為に対し、それぞれ1000万円を支払うよう求める民事裁判を起こした。民事裁判は未だ京都地裁で継続中である。

2010年8月に、襲撃実行犯のうち4人が、威力業務妨害罪、侮辱罪、器物損壊罪で逮捕され、起訴された。2011年4月、京都地裁は、被告らについて懲役1年から2年の有罪判決を出した。ただし、いずれも執行猶予4年がついた。うち1人は控訴したが、2011年10月、大阪高裁は控訴を棄却し、2012年2月、最高裁は上告を棄却し、刑が確定した。

裁判所は、被告らの「正当な政治的表現」との主張は排したが、人種主義的動機については量刑に反映させなかった。

4) 効果

これらの逮捕と有罪判決により、在特会から離れた者がおり、特に関西における街頭での活動への参加者は減少したが、他方、その後も在特会のホームページ上の登録会員数は増加しつづけている。

また、有罪となった者たちも、執行猶予がついた軽微な処罰となったため、判決後もヘイトスピーチを行う情宣活動を継続している。

B 朝鮮大学校事件

1) 事例の概要

在特会は2008年以降、毎年11月の秋の文化祭の時期に、朝鮮大学校を襲撃している。

- ① 在特会は、2008年11月、ネット上で朝鮮大学校襲撃を呼びかけ、70人程度を集めた。文化祭当日で、来場者用に正門が開いている状態だったため、彼らは正門から数メートル中の受付建物前まで押し入り、大学責任者との交渉を請求しながら、受付建物前及び正門前で、ハンドマイクを使い、3時間にわたり、下記のスピーチを行い、また、来場者への妨害活動を行った。「朝大は大学ではないスパイ養成機関」、「朝鮮人を東京湾にたたき込め」、「朝大生は大学卒資格も得られない。学生を不幸にする差別を生み出す機関」「朝鮮人はキムチ食ってろ、臭いんじゃ」などと繰り返した。
- ② 在特会らは、2009年11月の文化祭の際も同様の行為を行った。
- ③ 2010年には文化祭は開催されなかったが、在特会はネットで事前に告知し、休日で学生たちが校内の寮にいる状況において、70名ほどが最寄り駅から大学正門前までデモを行い、正門前で、「朝鮮大学を解体せよ」と繰り返した。正門は閉じられていたが、何十人もが正門及び壁から無理やり中に入ろうとして、騒擾状態となった。
- ④ 2011年の文化祭には、在特会らは同じく70名ほどで、最寄り駅から正門前までデモを行った後、在特会代表者らは、正門前で、「我々は朝鮮人を殺しにここにやってきた」「朝鮮人、生意気なんじゃぶっ殺すぞ」大声で繰り返し、持参した朝鮮民主主義人民共和国の国旗を破り足で踏みつけるなどの悪質な挑発行為を繰り返した。また、何人もが、正門から何度も侵入しようとした。

2) 事例に付随する問題点

いずれも警察は来たが、彼らの演説を阻止しなかった。2011年の文化祭においては、

警察は、侵入しようとした彼らを柔らかく押し出しつつ、来場者を入場させるよう警備したが、逮捕などによる強制的な排除・阻止行動は行わなかった。

C 尼崎市議会事件

1) 事例の概要

2012年6月26日、兵庫県尼崎市の市議会で、尼崎市のすべての公的施設に常時日の丸を掲げることを定める「日の丸条例」の審議がなされていた。市議会本会議の開催前、傍聴のために市議会前に来ていた在日朝鮮人の女性を、在特会メンバーら数人が囲み、約20分間「チョンコウ」、「チョンコウ日本から出て行け」「お前なんか生きている価値などない」と喚き散らし、暴言を浴びせた。

2) 事例に付随する問題点

現場にいた尼崎市議会の議会事務局の職員は、このような事実を目の前で見ながら暴言を制止せず、黙認した。さらに、そのまま彼らを本会議会場の傍聴席に案内した。

3) とった対策

被害者の女性を含む市民グループは、市当局及び市長宛に、本件についての対応を求め、尼崎市の人権問題について基本的姿勢を問うメールや文書を出した。しかし、両者の回答は、その事実は知っていたことを認めたが、「人権問題については真剣に取り組んでいる」などの一般論が書かれているだけで、市の対応に関する被害者に対する謝罪もなく、人種主義的団体の行った行動について、今後どうするかも書かれていなかった。

また、市民グループは、後日、現場で黙認した市の職員に面談し、抗議を行ったが、その職員は、「自分の職務ではない」と言い逃れし、担当部署（市の施設の保全担当）へ行くように言った。保全の担当者は「当日、事件は知っていたが、在特会の人数が多すぎて何の対応も出来なかった」と弁解するだけだった。

今後も市が対応を改めない場合、裁判も含めて対応を検討している。

(外国人権法連絡会 師岡康子)

日本における人種的憎悪発言 公人の人種差別発言

a) 事例の概要

1. 「日本の経済的成功や社会の治安維持は日本の単一民族性によるもの」という妄想

日本の公人が人種差別的発言を行なう場合、その発言は海外の特定の人種・民族に対して向けられる場合と、国内の人種・民族マイノリティに向けられる場合がある。いずれにしても、その発言は往々にして、「日本は単一民族国家である」という妄想に基づいている。

一例として、1986年 静岡県内での自民党全国研修会で、当時首相であった中曽根康弘氏が、「日本はこれだけ高学歴社会になって、相当インテリジェントなソサエティーになってきておる。アメリカなんかより、はるかにそうだ。アメリカには黒人とか、プエルトリコとかメキシカンとか、そういうのが相当おって、平均的にみたら非常にまだ低い。」と発言し、アメリカ国内で激しく批判された。後に、当該発言についての弁明を国会で行なった際に、「日本は単一民族だから手が届きやすいという意味」、「日本国籍を持つ方々で差別を受けている少数民族はいない」などと発言し、「アイヌ民族の存在を無視している」と、今度は日本国内で批判を受けた。

また、自民党の幹部や大臣経験者である山崎拓氏は、衆議院議員時代の1995年、「一民族、一国家、一言語の日本の国のあり方がこれほどの国力を作り上げた」と阪神淡路大震災の救済活動についてコメントした。

2001年7月には、当時衆議院議員だった鈴木宗男氏が日本外国特派員教会の講演で「(日本は)一国家、一言語、一民族といていい。北海道にはアイヌ民族がおりますが、今はまったく同化されておりますから」と発言した。鈴木氏は、アイヌ民族が古くから住む土地である北海道の選挙区から選出された議員であり、アイヌ民族の状況を知っているはずの鈴木氏からのこの発言は、北海道ウタリ協会から激しく非難された。鈴木氏のこの発言と同日、当時の経済産業大臣だった平沼赳夫氏は、北海道の札幌市内で、「小さな国土に、1億2600万人のレベルの高い単一民族できちんとしてしまっている国。日本が世界に冠たるもの」と発言し、やはり北海道ウタリ協会から批判を受けた。

2. スケープゴートとしての外国人

「秩序が守られ、経済的にも高いパフォーマンスを維持する単一民族の」日本という発言は、社会的・経済的に日本国内で問題が起きた時に外国人をスケープゴートにする発言にもつながる。1990年9月、法務大臣だった自民党の梶山静六氏は、東京都新宿などにアジア系の労働者が多くなったことについて、「悪貨が良貨を駆逐するというか、アメリカにクロ(黒人)が入ってシロ(白人)が追い出されるというように混在地(になっている)」と、日米2カ国の人種差別発言を行なった。

2010年1月には、平沼赳夫元経済産業相が、政治資金パーティで、前年に内閣府が設置した事業仕分けワーキンググループの一つで仕分け人を務めていた参議院議員について、「キャンペーンガールだった女性が帰化して日本の国会議員になった」と述べた。平沼氏はパーティの後の取材で、「彼女は日本国籍を取っており人種差別ではない」と説明したが、これもまた日本人は単一民族という妄想に基づく発言である。

自民党の江藤隆美氏は、総務庁長官だった1995年には、「日本は植民地支配時代にいいこともした」というオフレコ発言が報道され、辞任に追い込まれた。2003年7月11日には、福井県福井市内で開催された党支部の会合にて講演し、「朝鮮半島に事が起こって船で何千何万人と押し寄せる。国内には不法滞在者など、泥棒や人殺しやらしているやつらが100万人いる」と統計上の根拠なく発言した。この発言に対し、移住労働者と連帯する全国ネットワークなどの人権NGOが、江藤氏および当時の自民党総裁・小泉純一郎氏に公開質問状を送るなど、抗議活動を行った。江藤氏は、「新宿の歌舞伎町は第三国人が支配する無法地帯。最近、中国や韓国やその他の国々の不法滞在者が群れをなして強盗をしている。そんな国がありますか」とも述べた。

3. 地方自治体レベルの公人による人種差別発言

人種差別発言は、国政レベルの政治家に限った事ではない。

1999年以来東京都知事を務める石原慎太郎氏は、2009年9月に陸上自衛隊練馬駐屯地の式典で「今日の東京を見ますと、不法入国した多くの三国人、外国人が非常に凶悪な犯罪を繰り返されており、震災が起きたら騒擾事件が予想される。警察には限度があり 災害でなく治安の維持も遂行してもらいたい」と発言した。「三国人」は、本来は「当事国以外の国民」を意味する一般名詞だが、第二次大戦中に日本の植民地支配によって日本国民にさせられ、日本に居住していた朝鮮半島、中国および台湾からの人々を指す言葉として戦後一時的に使われたが、差別や犯罪者という偏見的な意味がつきまとう言葉である。石原氏は、メディアに対しては「(三国人の) どこがいけなかったのか説明してほしい」、「東京の犯罪は凶悪化しており、全部三国人、つまり不法入国して居座っている外国人じゃないか」と語った。他方、都議会民主党幹事長宛の公式文書では、「在日韓国・朝鮮人をはじめとする『一般の外国人』を傷つけるつもりはなかった」ので「誤解を招きやすい不適切な言葉」は使わないと述べた。

石原知事の人種差別発言はおさまっていない。2001年5月8日には、新聞紙面の一面のコラムに「日本よ、内なる防衛を」というタイトルで投稿し、ある中国人が関与した殺人事件について、「こうした民族的DNAを表示するような犯罪が蔓延することでやがて日本社会全体の資質が変えられていく恐れが無しとはしまい。」と述べ、「日本への不法入国者は年間およそ1万人、うち中国人が40%弱。彼らは不法入国故正業にはつげず必然犯罪要因になる。」と主張した。また、2003年11月1日には鹿児島県内での演説では、同年10月の中国の有人ロケット打ち上げ成功について、「隣の中国でも人間積んだ宇宙船上げて、みんなびっくりして。中国人は無知だから『アイヤー』と喜んでいいる。あんなものは時代遅れ。日本がやろうと思えば1年でできる。」などと述べた。

さらに、2010年4月には、永住外国の参政権をめぐる全国地方議員緊急決起集会において、「与党を形成するいくつかの政党の党首とか大幹部は(帰化した人が)多い」、「先祖への義理立てか知らないが、日本の運命を左右する法律をまかり通そうとしている」と、事実無根の妄想をもとに人種差別の煽動行為を行なった。

2003年11月2日、神奈川県知事の松沢成文氏は、選挙の応援演説にて「中国なんかから就労ビザを使って(日本に)入ってくるけど、実際はみんなこそ泥。みんな悪いことをやって帰るんです。」「(日本の) 刑務所は暖房も入っている。ご飯も食べさせてくれる。だから犯罪やっても全然怖くないからどんどん(外国人による) 空き巣や窃盗が増える。」などと述べた。演説後は、メディアに「入国管理の改革が必要だという意味で言った。全員がこそ泥だということではない」と釈明した。

近年、地方自治体の首長として発言が注目されている一人は橋下徹・大阪市長である。彼は、2010年3月の大阪府知事時代に、高校授業料無償化の国の政策に朝鮮高級学校が含まれるべきか検討するために大阪朝鮮高級学校の視察を決め、「拉致問題を引き起こした北朝鮮と学校の関係性を見る」、「北朝鮮という国と暴力団は基本的には一緒。暴力団とお付き合いのある学校に助成がいくのがいいのか」と報道陣に語った。橋下氏は、北朝鮮の民族ではなく国家体制を批判しているが、大阪府内の朝鮮学校に子どもが通学する母親が作るグループによって、彼の発言で自分たちの子どもへのいやがらせや脅迫が助長される恐れがあるとして、安全対策を求める要望書を大阪府に提出された。

橋下氏は、2012年4月5日にはTwitterで、「民意をバカにする連中は北朝鮮に行け！偉そうに民意をバカにする輩ほど北朝鮮では獄中行きだ！」と、発言しており、前年に人権団体や当事者からの抗議を受けても発言は変わっていない。

2012年2月20日、名古屋市長である河村たかし氏は、「いわゆる“南京事件”はなかったのではないかと、姉妹都市である南京市の中国共産党南京市委員会幹部が名古屋市を訪問したときに発言し、中国国内で激しい批判を受けた。河村市長は、2月27日に、市庁舎内で会見し、「日本軍が非武装の中国人を30万人も殺害した」と言われるような組織的な大虐殺はなかったのではないかと、という意味だった」と釈明した。

b) その事例に付随する問題点

まず、公人による差別発言は「日本は優秀な単一民族である」という妄想のもとになされていることが問題である。日本国内のマイノリティの存在を「無きもの」と考えていることを意味する。

つぎの問題点として、国内の社会秩序の乱れを在日外国人のせいとする「スケープゴート化」されていることが挙げられる。石原氏や松沢氏の「日本に来る中国人はみな犯罪者」発言がこれにあたる。1990年代から2000年代初頭にかけて、中国人犯罪グループなどによる犯罪がメディアで取り上げられていたことから、中国人への偏見が国内で広まったことも関係している。

さらなる問題点としては、とくに朝鮮・中国人への憎悪発言に見られる特徴として、第二次世界対戦中の、日本の植民地支配、そして侵略の歴史の否定にある。「植民地支配で日本はインフラも整備していいこととした」、「南京大虐殺はなかった」などの発言は、ときおり外交問題に発展していることを政治家が知らないはずなのに、繰り返し様々な公人がこのような差別発言を発している。

公人による差別発言は、国内での偏見や差別を煽動する点において問題であるが、もうひとつの問題は、このような差別観が政策に影響するレベルにまで達することもある、ということだ。たとえば、2010年3月、当時拉致問題を担当する国家公安委員長だった中井洽氏は、三重県津市での民主党の集まりにおいて挨拶し、在日朝鮮人の子どもが学ぶ朝鮮学校を高校無償化の対象とするのは反対であるという態度を明らかにした。その根拠として、「朝鮮学校は各種学校であり、授業内容が日本の文科省が定める学習要領に概ね合致しているかを確認できない」ことや、「北朝鮮の教科書を使い、先生の月給も朝鮮総連から出ている」などを挙げた。前者の「各種学校」は朝鮮学校に限らず、たとえばアメリカンスクールやインターナショナルスクールなども含まれるがこれらの学校は審査によって高校無償化の指定を受けている。そして、後者の主張は全くのでたらめである。このような人種憎悪によるデマを流布することで朝鮮学校への日本国民の敵意を増幅させ、政策に反映される状況は続いている。このような個人を特定しない人種差別的言動は、日本が人種差別撤廃条約を批准しているにもかかわらず、処罰の対象にはなっていない。

このような差別発言は、公人による信条の自由や表現の自由の乱用であるが、公人による発言に限らず、特定の個人を対象としない差別的発言は、現在の日本の法制度では処罰の対象になっていない。また、フランスやドイツなどでは、第二次大戦中のナチスドイツの所業を否定すること自体が刑法上の処罰を受ける対象となるが、日本ではそのような法制度も整備されていない。

また、公人の発言が、他の公人から激しく非難されたり、職を追われたりするなど、差別行為の責任を取ることはない。このように法的にも社会的にも、公人による差別発言は放置されているのが現状である。

(インターネット上の差別に反対する国際ネットワーク (INDI) 中原美香)

